

秋田県公報

目 次	ページ
告示	
市町村が処理することとする権限移譲対象事務の範囲等の一部改正(六五・分権改革推進室)	1
生活保護法による指定医療機関の事業の廃止(六六・福祉政策課)	4
生活保護法による医療機関の指定(六七・福祉政策課)	4
生活保護法による介護機関の指定(六八・福祉政策課)	4
生活保護法による指定介護機関の変更(六九・福祉政策課)	5
保安林予定森林の指定通知(七〇・七一・森林整備課)	5
指定施業要件変更予定通知(七二・森林整備課)	6
公告	
秋田県国民健康保険診療報酬審査委員会の委員の数(長寿社会課)	7
特定非営利活動法人の設立の認証の申請(地域活動支援室)	7
土地改良区の役員の退任及び就任の届出(秋田地域振興局農林部)	7

告 示

秋田県告示第六十五号

市町村が処理することとする権限移譲対象事務の範囲等(平成十八年秋田県告示第三百三十六号)の一部を次のように改正し、平成二十年四月一日から施行する。

平成二十年二月八日

秋田県知事 寺 田 典 城

三	にかほ市	平成二十年四月一日
---	------	-----------

第一第一の二号の表を次のように改める。

一	横手市、湯沢市、鹿角市、羽後町	平成十九年四月一日
二	大館市、上小阿仁村	平成二十年四月一日

第一第二号の表に次のように加える。

三	北秋田市	平成二十年四月一日
---	------	-----------

第一第三号の表に次のように加える。

四	北秋田市、にかほ市	平成二十年四月一日
---	-----------	-----------

第一第三の二号の表を次のように改める。

一	横手市、湯沢市、鹿角市、羽後町	平成十九年四月一日
二	大館市、上小阿仁村	平成二十年四月一日

第一第四号の表に次のように加える。

五	北秋田市、仙北市、大潟村	平成二十年四月一日
---	--------------	-----------

第一第八号の表に次のように加える。

五	北秋田市、仙北市	平成二十年四月一日
---	----------	-----------

第一第十一号の表に次のように加える。

三	北秋田市、にかほ市	平成二十年四月一日
---	-----------	-----------

第一第十八号の表に次のように加える。

第一第二十号の表に次のように加える。

四	北秋田市、にかほ市	平成二十年四月一日
六	小坂町、上小阿仁村、八峰町、大潟村、美郷町	平成二十年四月一日

第一第二十一号の表に次のように加える。

六	小坂町、上小阿仁村、大潟村	平成二十年四月一日
---	---------------	-----------

第一第二十二号の表を次のように改める。

一	羽後町	平成十九年十月一日
二	横手市、北秋田市、上小阿仁村、美郷町	平成二十年四月一日

第一第二十二号の表に次のように加える。

三	上小阿仁村、東成瀬村	平成二十年四月一日
---	------------	-----------

第一第二十四号の表に次のように加える。

三	上小阿仁村	平成二十年四月一日
---	-------	-----------

第一第二十五号の表に次のように加える。

四	横手市、北秋田市、上小阿仁村、美郷町	平成二十年四月一日
---	--------------------	-----------

第一第二十六号の表に次のように加える。

五	北秋田市、仙北市、小坂町、上小阿仁村	平成二十年四月一日
---	--------------------	-----------

第一第二十七号の表に次のように加える。

五	北秋田市、仙北市、小坂町	平成二十年四月一日
---	--------------	-----------

第一第二十九号の表に次のように加える。

三	北秋田市	平成二十年四月一日
四	羽後町	平成二十年十月一日

第一第三十号の表に次のように加える。

三	北秋田市	平成二十年四月一日
四	羽後町	平成二十年十月一日

第一第三十一号の表に次のように加える。

三	北秋田市	平成二十年四月一日
四	羽後町	平成二十年十月一日

第一第三十二号の表に次のように加える。

三	北秋田市、小坂町	平成二十年四月一日
四	羽後町	平成二十年十月一日

第一第三十三号の表に次のように加える。

三	北秋田市、小坂町	平成二十年四月一日
四	羽後町	平成二十年十月一日

第一第三十四号の表に次のように加える。

三	北秋田市、小坂町	平成二十年四月一日
四	羽後町	平成二十年十月一日

第一第三十五号の表に次のように加える。

四	北秋田市	平成二十年四月一日
---	------	-----------

第一第三十六号の表に次のように加える。

三	大館市、大仙市、五城目町	平成二十年四月一日
---	--------------	-----------

第一第三十七号の表に次のように加える。

三	大仙市、五城目町	平成二十年四月一日
---	----------	-----------

第一第三十八号の表を次のように改める。

一	能代市	平成十八年三月二十一日
二	北秋田市	平成二十年四月一日
三	羽後町	平成二十年十月一日

第一第三十九号の表を次のように改める。

一	能代市、鹿角市、潟上市、藤里町、五城目町、羽後町、東成瀬村	平成十九年十二月二十八日
二	大館市、上小阿仁村	平成二十年四月一日

第一第三十九号の次に次の一号を加える。
三十九の二 条例別表第四十三の二に定める事務

市町村の名称	市町村が処理を開始する期日
能代市、大館市、上小阿仁村、藤里町、五城目町、羽後町、東成瀬村	平成二十年四月一日

第一第四十二号の表を次のように改める。

市町村の名称	市町村が処理を開始する期日
横手市、大館市、鹿角市、潟上市、大仙市、北秋田市、藤里町、五城目町、羽後町	平成十九年四月一日

第一第四十三号の表に次のように加える。

二	男鹿市、仙北市、三種町、美郷町	平成二十年四月一日
---	-----------------	-----------

第一第四十三の二号の表を次のように改める。

市町村の名称	市町村が処理を開始する期日
秋田市、横手市、大館市、藤里町、三種町、羽後町	平成十九年四月一日

第一第四十四号の表に次のように加える。

二	男鹿市、鹿角市、北秋田市、美郷町	平成二十年四月一日
---	------------------	-----------

第一第四十五号の表に次のように加える。

六	男鹿市、三種町、美郷町	平成二十年四月一日
---	-------------	-----------

第一第四十六号の表に次のように加える。

三	仙北市、三種町	平成二十年四月一日
---	---------	-----------

第一第四十八号の表に次のように加える。

七	仙北市、三種町	平成二十年四月一日
---	---------	-----------

第一第四十九号の表に次のように加える。

六	美郷町	平成二十年四月一日
---	-----	-----------

第一第五十号の表に次のように加える。

七	三種町、五城目町、美郷町	平成二十年四月一日
---	--------------	-----------

第一第五十三号の表を次のように改める。

一	市町村の名称	市町村が処理を開始する期日
一	秋田市、能代市、横手市、大館市、湯沢市、大仙市、にかほ市	平成十九年十二月二十八日
二	北秋田市、仙北市	平成二十年四月一日

第一第五十四号の表に次のように加える。

六	北秋田市、仙北市、小坂町、八峰町、八郎潟町、美郷町、東成瀬村	平成二十年四月一日
---	--------------------------------	-----------

第一第五十六号の表に次のように加える。

三	美郷町	平成二十年四月一日
---	-----	-----------

第一第五十七号の表に次のように加える。

四	小坂町、美郷町	平成二十年四月一日
---	---------	-----------

第一第五十八号の表に次のように加える。

六	大潟村、美郷町	平成二十年四月一日
---	---------	-----------

第一第五十九号の表に次のように加える。

六	大潟村	平成二十年四月一日
---	-----	-----------

第一第六十六号の次に次の一号を加える。

第六十六の二 条例別表第六十六の二に定める事務

市町村の名称	市町村が処理を開始する期日
市町村(秋田市、由利本荘市、井川町、大潟村を除く。)	平成二十年四月一日

第一第六十九号の表に次のように加える。

六	男鹿市、小坂町	平成二十年四月一日
---	---------	-----------

第一第七十号の表に次のように加える。

五	男鹿市、小坂町、五城目町	平成二十年四月一日
---	--------------	-----------

第一第七十一号の表に次のように加える。

五	北秋田市	平成二十年四月一日
---	------	-----------

第一第七十四の二号の表を次のように改める。

市町村の名称	市町村が処理を開始する期日
一 能代市、横手市、にかほ市、三種町	平成十九年四月一日
二 北秋田市、羽後町	平成二十年四月一日

第一第七十四の三号の表を次のように改める。

市町村の名称	市町村が処理を開始する期日
一 能代市、横手市、にかほ市、三種町	平成十九年四月一日

第一第七十四の四号の表を次のように改める。

二	北秋田市、羽後町	平成二十年四月一日
---	----------	-----------

市町村の名称	市町村が処理を開始する期日
一 能代市、横手市、にかほ市、三種町	平成十九年四月一日
二 北秋田市、羽後町	平成二十年四月一日

第一第七十五号の表に次のように加える。

三	北秋田市	平成二十年四月一日
---	------	-----------

第一第七十六号の表を次のように改める。

市町村の名称	市町村が処理を開始する期日
一 大仙市、羽後町	平成十九年四月一日
二 北秋田市	平成二十年四月一日

第一第七十七の二号の表を次のように改める。

市町村の名称	市町村が処理を開始する期日
一 大仙市	平成十九年四月一日
二 北秋田市、羽後町	平成二十年四月一日

第一第七十七の三号の表を次のように改める。

市町村の名称	市町村が処理を開始する期日
一 大仙市	平成十九年四月一日
二 北秋田市、羽後町	平成二十年四月一日

第一第八十号の表に次のように加える。

五 小坂町
平成二十年四月一日

五 小坂町
平成二十年四月一日

第一第八十二号の表に次のように加える。
五 小坂町
平成二十年四月一日

秋田県告示第六十六号
生活保護法(昭和二十五年法律第百四十四号)第五十条の二

規定により、次のとおり指定医療機関から事業の廃止の届出があったので、同法第五十五条の二第二号の規定に基づき、告示する。
平成二十年二月八日
秋田県知事 寺 田 典 城

名 称	開設者氏名又は名称	所 在 地	廃止年月日
祐生堂医院内科	医療法人社団祐生堂 理事長	仙北市角館町竹原町三十番地	平成十九年十一月十一日
嶋村歯科クリニック	嶋村 義 栄	大仙市大曲中通町八番三十二号	平成十九年十二月三十一日
イオンスーパーセンター本荘店薬局	イオン株式会社 代表執行役	由利本荘市石脇字田中百三十八番地	平成十七年十一月二十日
齊藤薬局	齊藤 和 子	由利本荘市御門二百十三―三	平成十九年十二月十三日

秋田県告示第六十七号
生活保護法(昭和二十五年法律第百四十四号)第四十九条の規定により、医療扶助のための医療を担当させる機関を次のとおり

指定したので、同法第五十五条の二第一号の規定に基づき、告示する。
平成二十年二月八日

秋田県知事 寺 田 典 城

名 称	開設者氏名又は名称	所 在 地	サービスの種類	指定年月日
児玉内科クリニック	児玉 達 彦	北秋田市鷹巣字東中岱三一―一	内科、呼吸器科	平成十九年十二月五日
嶋村歯科クリニック	嶋村 佳 悦	大仙市大曲中通町八一―三十二	歯科、小児歯科、歯科口腔外科	平成二十年一月一日
イオンスーパーセンター本荘店薬局	イオンスーパーセンター株式会社 代表取締役社長	由利本荘市石脇字田中百三十八番地	調剤薬局	平成十九年八月一日
齊藤薬局	齊藤 和 子	由利本荘市御門六十九―七	調剤薬局	平成十九年十二月十四日

秋田県告示第六十八号
生活保護法(昭和二十五年法律第百四十四号)第五十四条の二第一項の規定により、介護扶助のための介護を担当させる機関を

次のとおり指定したので、同法第五十五条の二第一号の規定に基づき、告示する。
平成二十年二月八日

秋田県知事 寺 田 典 城

名 称	開設者氏名又は名称	所 在 地	サービスの種類	指定年月日
あいばるケアセンター	石川興業株式会社 代表取締役	大仙市大曲福住町五番二十三号	訪問介護、介護予防訪問介護	平成十九年十二月十五日
木村内科医院	木村 靖 和	大仙市大曲中通町三番三号	居宅療養管理指導、介護予防居宅療養管理指導	平成十九年十二月一日
もろび苑指定通所介護事業所	社会福祉法人北秋田市社会福祉協議会 会長	北秋田市阿仁幸屋渡字前野七番地三	介護予防通所介護	平成十九年十一月一日
シヨートステイウラカ	ウェルハート福祉株式会社 代表取締役	大仙市太田町国見字仲村三百八十二番地二	短期入所生活介護、介護予防短期入所生活介護	平成二十年一月十一日
デイサービスふあみーゆ	特定非営利活動法人ファミーユ 会長	湯沢市愛宕町三丁目二番三十号	介護予防通所介護	平成二十年一月一日
えがお神宮寺	株式会社えがお 代表取締役	大仙市神宮寺字上栗谷田六十七番五号	介護予防認知症対応型共同生活介護	平成二十年一月一日

秋田県告示第六十九号
生活保護法（昭和二十五年法律第四百四十四号）第五十四条の二第四項において準用する同法第五十条の二の規定により、次のと

おり指定介護機関から変更の届出があったので、同法第五十五条の二第二号の規定に基づき、告示する。
平成二十年二月八日

秋田県知事 寺 田 典 城

名 称	開設者氏名又は名称	所 在 地	変 更 事 項		サービスの種類	変 更 年 月 日
			変 更 前	変 更 後		
グループホームふあみりい	有限会社ふあみりい 取締役	大仙市四ツ屋字上古道六十六一九	グループホームふあみりい中仙 大仙市長野字新山九十番地四	グループホームふあみりい 大仙市四ツ屋字上古道六十六一九	認知症対応型共同生活介護	平成十九年十二月一日

秋田県告示第七十号

農林水産大臣から次の森林を保安林予定森林とする旨の通知があったので、森林法（昭和二十六年法律第二百四十九号）第三十条の規定に基づき、告示する。
平成二十年二月八日

秋田県知事 寺 田 典 城

一(一) 保安林予定森林の所在場所
大館市雪沢字向台五〇の二、五〇の三、字大滝六四の一（次の図に示す部分に限る。）、横手市大森町八沢木字坂ノ

下一一九の一から一九の三まで、一九の六、字堀戸一の一、一の二、一の六、山内大松川字文内山八、字上大倉二五の二、雄勝郡羽後町下仙道字上太倉一、三、四、八、一〇〇の二から一〇〇の五まで、一〇〇の七、一〇八から一一〇まで、一一五の一、字下太倉五八の一、五八の二、五九、六〇、六一、字深沢一から一二まで、二六の一、字不動沢四九

(一) 指定の目的 水源のかん養
(二) 指定施業要件
(1) 立木の伐採の方法

ア 次の森林については、主伐は、択伐による。
字上大倉二五の二、字上大倉一〇〇の三、一〇〇の七・字文内山八一・字下太倉五八の一（以上三筆について、次の図に示す部分に限る。）、五八の二、字深沢二から八まで・一二・二六の一・字不動沢四九（以上一〇筆について、次の図に示す部分に限る。）
イ その他の森林については、主伐に係る伐採種を定める。
ウ 主伐として伐採をすることができる立木は、当該立木

の所在する市町村に係る市町村森林整備計画で定める標準伐期齢以上のものとする。

- 工 間伐に係る森林は、次のとおりとする。
(2) 立木の伐採の限度並びに植栽の方法、期間及び樹種 次のとおりとする。

(二) 保安林予定森林の所在場所

北秋田市新田目古屋布一五三、一五五、一五九の一、字木戸石字芦沢一五九の五、一五九の六

- (一) 指定の目的 土砂の流出の防備
(二) 指定の目的 土砂の流出の防備
(三) 指定の目的 土砂の流出の防備

(1) 立木の伐採の方法

ア 次の森林については、主伐は、択伐による。

字古屋布一五三・字芦沢一五九の六(以上二筆について、次の図に示す部分に限る。)

イ その他の森林については、主伐に係る伐採種を定めな

い。

ウ 主伐として伐採をすることができる立木は、当該立木の所在する市町村に係る市町村森林整備計画で定める標準伐期齢以上のものとする。

- エ 間伐に係る森林は、次のとおりとする。
(2) 立木の伐採の限度並びに植栽の方法、期間及び樹種 次のとおりとする。

(三) 保安林予定森林の所在場所

北秋田市木戸石字芦沢一五九の一(次の図に示す部分に限る。)、横手市山内平野沢字上三三三の一、四二、四三、四四の一、四七の一、字下三三三の一

- (一) 指定の目的 土砂の崩壊の防備
(二) 指定の目的 土砂の崩壊の防備
(三) 指定の目的 土砂の崩壊の防備

(1) 立木の伐採の方法

ア 主伐は、択伐による。

イ 主伐として伐採をすることができる立木は、当該立木の所在する市町村に係る市町村森林整備計画で定める標準伐期齢以上のものとする。

ウ 間伐に係る森林は、次のとおりとする。

- (2) 立木の伐採の限度並びに植栽の方法、期間及び樹種 次のとおりとする。

(「次の図」及び「次のとおり」は、省略し、その図面及び関係書類を農林水産部森林整備課、北秋田地域振興局農林部、平鹿地域振興局農林部、雄勝地域振興局農林部並びに関係市役所及び羽後町役場に備え置いて縦覧に供する。)

秋田県告示第七十一号

農林水産大臣から次の森林を保安林予定森林とする旨の通知があったので、森林法(昭和二十六年法律第二百四十九号)第三十条の規定に基づき、告示する。
平成二十年二月八日

秋田県知事 寺 田 典 城

(一) 保安林予定森林の所在場所

大館市粕田字田ノ沢一五〇の一、字数馬六一の五、六一の一六、十二所字上太沢七四・早口字矢櫃沢五九(以上二筆について、次の図に示す部分に限る。)、北秋田郡上小阿仁村沖田面字西山下一〇五

- (一) 指定の目的 水源のかん養
(二) 指定の目的 水源のかん養

(1) 立木の伐採の方法

ア 次の森林については、主伐は、択伐による。

字上太沢七四(次の図に示す部分に限る。)

イ その他の森林については、主伐に係る伐採種を定めな

い。

ウ 主伐として伐採をすることができる立木は、当該立木の所在する市町村に係る市町村森林整備計画で定める標準伐期齢以上のものとする。

- エ 間伐に係る森林は、次のとおりとする。
(2) 立木の伐採の限度並びに植栽の方法、期間及び樹種 次のとおりとする。

(二) 保安林予定森林の所在場所

北秋田市新田目古屋布一五八、二六二の一、二六四、字屋布岱一の一から一の一五まで、八七、八八の二、九五の二、九六、一〇二の二、北秋田郡上小阿仁村仏社字長信田沢二八九の一

- (一) 指定の目的 土砂の流出の防備
(二) 指定の目的 土砂の流出の防備

(1) 立木の伐採の方法

ア 次の森林については、主伐は、択伐による。

字古屋布一五八、二六四、字長信田沢二八九の一(次の図に示す部分に限る。)

イ その他の森林については、主伐に係る伐採種を定めな

い。

ウ 主伐として伐採をすることができる立木は、当該立木の所在する市町村に係る市町村森林整備計画で定める標準伐期齢以上のものとする。

エ 間伐に係る森林は、次のとおりとする。

秋田県告示第七十二号

農林水産大臣から次のとおり保安林の指定施設要件を変更する予定である旨の通知があったので、森林法(昭和二十六年法律第二百四十九号)第三十三条の三において準用する同法第三十条の規定に基づき、告示する。
平成二十年二月八日

秋田県知事 寺 田 典 城

(一) 指定施設要件変更予定保安林の所在場所

鹿角市十和田大湯・大館市比内前田字前田沢・杉沢字大杉沢・大子内字堂ノ沢・比内町八木橋字木山沢・比内町大葛字長部沢(以上二市国有林。次の図に示す部分に限る。)

- (一) 保安林として指定された目的 水源のかん養
(二) 変更後の指定施設要件
(三) 変更後の指定施設要件

ア 次の森林については、主伐に係る立木の伐採を禁止する。

字長部沢(国有林。次の図に示す部分に限る。)

イ 次の森林については、主伐は、択伐による。

字長部沢(国有林。次の図に示す部分に限る。)

ウ その他の森林については、主伐に係る伐採種を定めな

い。

エ 主伐として伐採をすることができる立木は、当該立木の所在する市町村に係る市町村森林整備計画で定める標準伐期齢以上のものとする。

- (二) 指定施設要件変更予定保安林の所在場所
鹿角市花輪・大館市長走字下内沢・粕田字粕田沢(以上二市国有林。次の図に示す部分に限る。)

(一) 保安林として指定された目的 土砂の流出の防備
(二) 変更後の指定施設要件

(1) 立木の伐採の方法
ア 次の森林については、主伐は、択伐による。

字下内沢・字粕田沢(以上二市国有林。次の図に示す部分に限る。)

す部分に限る。)

イ その他の森林については、主伐に係る伐採種を定めな

ウ 主伐として伐採をすることができると認められた立木は、当該立木の所在する市町村に係る市町村森林整備計画で定める標準伐期齢以上のものとする。

エ 間伐に係る森林は、次のとおりとする。
② 立木の伐採の限度並びに植栽の方法、期間及び樹種 次のとおりとする。

三(一) 指定施設要件変更予定保安林の所在場所
鹿角市八幡平字田の沢・大館市猿間字砥沢(以上二字国有林。次の図に示す部分に限る。)

(二) 保安林として指定された目的 干害の防備
変更後の指定施設要件

(1) 立木の伐採の方法
ア 次の森林については、主伐は、択伐による。
字田の沢・字砥沢(以上二字国有林。次の図に示す部分に限る。)

イ その他の森林については、主伐に係る伐採種を定めな

ウ 主伐として伐採をすることができると認められた立木は、当該立木の所在する市町村に係る市町村森林整備計画で定める標準伐期齢以上のものとする。
エ 間伐に係る森林は、次のとおりとする。
② 立木の伐採の限度並びに植栽の方法、期間及び樹種 次のとおりとする。

(「次の図」及び「次のとおり」は、省略し、その図面及び関係書類を農林水産部森林整備課、鹿角地域振興局農林部、北秋田地域振興局農林部及び関係市役所に備え置いて縦覧に供する。)

公 告

国民健康保険法(昭和三十三年法律第九十二号)第八十八条第一項の規定により、秋田県国民健康保険診療報酬審査委員会の委員の数を平成二十年四月一日から次のとおり定めることとしたので、公告する。

平成二十年二月八日

- 一 保険医及び保険薬剤師を代表する委員 十五人
- 二 保険者を代表する委員 十五人

秋田県知事 寺 田 典 城

三 公益を代表する委員 十五人

特定非営利活動促進法(平成十年法律第七号)第十条第一項の規定により、特定非営利活動法人を設立しようとする者から次のとおり設立の認証の申請があったので、同条第二項の規定に基づき、公告する。
平成二十年二月八日

秋田県知事 寺 田 典 城

- 一 申請のあった年月日 平成二十年一月二十五日
- 二 申請に係る特定非営利活動法人の名称 特定非営利活動法人 NPO あいあぐる
- 三 代表者の氏名 小原 淳 子
- 四 主たる事務所の所在地 秋田県仙北郡美郷町六郷字熊野二百十三番地三
- 五 定款に記載された目的 この法人は、障害者(児)及び高齢者に対して、地域で自立した生活を営み、社会参加していくために必要とされる住宅入居等支援事業(居宅サポート事業)・福祉ホーム事業・生活支援・生活サポート事業・成年後見制度利用支援事業・移動支援事業・社会参加促進事業・相談支援事業・福祉店舗運営事業などの福祉サービスに関する事業を社会福祉団体等と協働しながら行い、地域福祉の増進に寄与することを目的とする。

土地改良法(昭和二十四年法律第九十五号)第十八条第十六項の規定により、秋田市上北手猿田土地改良区から次のとおり役員の変更及び就任の届出があったので、同条第十七項の規定に基づき、公告する。
平成二十年二月八日

秋田県知事 寺 田 典 城

- 一 退任理事の住所及び氏名
秋田市上北手猿田字宝竜崎五十九番地 棚橋 正博
" 仁井田字横山百二十一番地 橋本 勉
" 上北手猿田字四ツ小屋二百十三番地ノ二 須田 孝徳
" 字苗代沢百三十三番地 後藤善左衛門
" 字弥生館百四十一番地 鎌田 義弘
" 字寺ノ沢百六十一番地ノ一 嵯峨 智
" 上北手大山田字豊口百二十二番地 鎌田 悦雄
" 上北手古野字脇ノ田三十番地ノ一 鎌田 章

二 就任理事の住所及び氏名

- 秋田市上北手猿田字宝竜崎十三番地 菊地 光男
- " 仁井田字横山百二十一番地 橋本 勉
- " 上北手猿田字四ツ小屋二百十三番地ノ二 須田 孝徳
- " 字館ノ下九十一番地 鎌田 一美
- " 字弥生館百四十一番地 鎌田 義弘
- " 字寺ノ沢百六十一番地ノ一 嵯峨 智
- " 上北手大山田字豊口百二十二番地 鎌田 悦雄
- " 上北手古野字脇ノ田三十番地ノ一 鎌田 章
- 三 退任監事の住所及び氏名
秋田市上北手猿田字宝竜崎十七番地ノ五 京野 敬一
- " 字館ノ下九十一番地 鎌田 一美
- " 字寺村七十七番地ノ一 安田 孝司
- 四 就任監事の住所及び氏名
秋田市仁井田字横山百二十五番地 鈴木 和男
- " 上北手猿田字砂子沢百七十五番地 山影 忠義
- " 字寺村七十七番地ノ一 安田 孝司

正 誤

平成十九年三月三十日(号外第二十一号)公布秋田県企業職員給与規程の一部を改正する規程
(原稿誤り)

- 一 上 一十三 一三十一 一三十

(原稿誤り)

一 ページ上段二十四行目と二十五行目の間に次のように加える。
第十七条の二第一項第一号イを削り、同号ロ中「百分の二十一」を「二種」に改め、同号ロを同号イとし、同号ハ中「百分の十八」を「三種」に改め、同号ハを同号ロとし、同号ニ中「百分の十四及び百分の十六」を「四種及び五種」に改め、同号ニを同号ハとし、同号ホを削る。

(原稿誤り)

- 一 上 二十五 「管理職手当区」に、「管理職手当区」を「区分」に、

発行者

秋田県

購読料金

秋田市山王四丁目一番一号
一月三千六百七十五円(税込)

印刷所

印刷者

秋田市山王七丁目五番二十九号
株式会社 松原印刷社
電話 0862-8766 FAX 0863-0005
E-mail: matsubarara@matsubarainatsu.co.jp
秋田市山王七丁目五番二十九号
松原繁雄